

船舶事故調査報告書

令和4年10月26日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突（岸壁）
発生日時	令和4年2月17日 10時57分ごろ
発生場所	香川県丸亀市 <small>まるがめ</small> 小手島 <small>おて</small> 漁港 小手島港4号防波堤灯台から真方位267°100m付近 （概位 北緯34°22.6′ 東経133°39.2′）
事故の概要	旅客フェリーしわく丸は、離岸作業中、岸壁に衝突した。
事故調査の経過	令和4年3月7日、主管調査官（広島事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	旅客フェリー しわく丸、269トン 141484、香川県丸亀市（船舶所有者）、備讃フェリー株式会社（船舶借入人）
乗組員等に関する情報	船長、四級（航海）
負傷者	なし
損傷	本船 左舷船首部に凹損を伴う擦過傷 岸壁 車止めに破損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北、風速 約13m/s、視界 良好 海象：波高 約0.5m、潮汐 上げ潮の末期 丸亀市には、2月17日05時18分に強風注意報が発表され、本事故当時も継続中であった。
事故の経過	本船は、船長ほか3人が乗り組み、旅客2人を乗せ、小手島漁港の東西に延びる岸壁（以下「本件岸壁」という。）の西端にあるスロープ（以下「本件スロープ」という。）に、船首を西方に向け、船首着けしていた。 船長は、時折北風が強く吹いていたものの、離岸開始前に小手島漁港内に設置された吹き流しを見て、風が弱まった時機に離岸すれば、ふだんどおり後進できると思い、離岸を開始した。 本船は、船長が操船に当たり、本件スロープから後進して間もなく、約13m/sの北の突風を右舷に受け左舷方に圧流され、本件岸壁に左舷船首部が衝突した。 運航基準では、小手島漁港において風速が10m/s以上に達していると認めるときは、発航を中止しなければならないと定められている。
分析	本船は、強風注意報が発表され、北風が吹いている状況下、本件スロープに船首を西方に向けた状態から離岸作業中、船長が、吹き流しを見て、風が弱まった時機に離岸すれば、ふだんどおり後進できると思い離岸し、約13m/sの北の突風を右舷に受けたことから左舷方に

	<p>圧流され、左舷船首部が本件岸壁に衝突したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、本船が、強風注意報が発表され、北風が吹いている状況下、本件スロープに船首を西方に向けた状態から離岸作業中、船長が、吹き流しを見て、風が弱まった時機に離岸すれば、ふだんどおり後進できると思い離岸し、約13m/sの北の突風を右舷に受けたため左舷方に圧流され、左舷船首部が本件岸壁に衝突したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船長は、運航基準を遵守し、突風が収まるまで出航を見合わせる こと。